（罰則に関する経過措置）

**第四条**　この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（家内労働法施行規則の一部改正）

**第五条**　家内労働法施行規則（昭和四十五年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一機械の項第一号中「そうじ」を「掃除」に、「又は修理」を「、修理又は調整」に、「行なう」を「行う」に、「うける」を「受ける」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に、「覆い」を「覆い」に改め、同項第二号中「そうじ」を「掃除」に、「行なう」を「行う」に、「うける」を「受ける」に改め、同項第三号中「かける」を「掛ける」に改め、同表研削といしの項機械、器具又は原材料その他の物品の欄中「研削といし」を「研削と石」に改め、同項事項の欄第一号中「研削といし」を「研削と石」に改め、同欄第二号中「こえて」を「超えて」に改め、同欄第三号中「研削といし」を「研削と石」に改め、同表プレス機械又はシャーの項第三号中「こえない」を「超えない」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第四号中「行なう」を「行う」に、「ゆるみ」を「緩み」に改め、同項第五号中「行なう」を「行う」に改め、同表危険物の項第一号中「ふた板」を「蓋板」に改め、同表有機溶剤等の項第二号中「ふた」を「蓋」に改め、同項第三号中「行なう」を「行う」に改め、同項第四号中「ふれない」を「触れない」に改め、同項第五号イ中「よい」を「良い」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同号ニ中「すみやかに」を「速やかに」に、「行なう」を「行う」に改め、同表土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを発散する原因となる物品の項第二号及び第三号中「行なう」を「行う」に改め、同項第四号中「そうじする」を「掃除する」に改め、同表鉛等の項第三号中「真空そうじ機」を「真空掃除機」に、「そうじする」を「掃除する」に改め、同項第四号中「つめブラシ」を「爪ブラシ」に改め、同項第五号中「すみやかに」を「速やかに」に、「真空そうじ機」を「真空掃除機」に、「そうじする」を「掃除する」に改める。

# 規　則

## ○原子力規制委員会規則第二号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第三十四条、第三十五条、第六十二条の三及び第六十六条並びに東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（平成二十五年政令第五十三号）第二条第一項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則を次のように制定する。

平成二十五年四月十二日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則

（適用）

**第一条**　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第三十四条、第三十五条及び第六十二条の三の規定による東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令（以下「令」という。）第一条に規定する東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設をいう。）に関する事項については、法第六十四条の三第一項の認可があった場合には、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号。以下「実用炉規則」という。）の規定（第七条の三の二から第七条の三の四、第七条の五、第十一条の三、第十一条の四及び第十三条を除く。）にかかわらず、この規則の定めるところによる。

（定義）

**第二条**　この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　「放射線」とは、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第五号に規定する放射線又は一メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線若しくはエックス線であって、自然に存在するもの以外のものをいう。

二　「放射性廃棄物」とは、実用炉規則第一条第二号に規定する放射性廃棄物をいう。

三　「燃料体」とは、実用炉規則第一条第三号に規定する燃料体をいう。

四　「管理区域」とは、実用炉規則第一条第四号に規定する管理区域をいう。

五　「保全区域」とは、実用炉規則第一条第五号に規定する保全区域をいう。

六　「周辺監視区域」とは、実用炉規則第一条第六号に規定する周辺監視区域をいう。

七　「放射線業務従事者」とは、実用炉規則第一条第七号に規定する放射線業務従事者をいう。

（記録）

**第三条**　法第三十四条の規定による記録は、原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。ただし、原子力規制委員会がやむを得ないと認めるときは、当該記録に代えて、原子力規制委員会が適当と認める措置によることができる。

| 記録事項 | 記録すべき場合 | 保存期間 |
|---|---|---|
| 一　原子炉施設の保守管理記録 | | |
| イ　第十一条の規定による巡視又は点検の状況（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた場合の廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる原子炉施設（以下「廃止措置対象施設」という。）においては、巡視の状況に限る。）並びにその担当者の氏名 | やむを得ない場合を除き、毎日一回。ただし、法第四十三条の三の二第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出した場合における当該廃止措置対象施設に係る巡視については毎週一回とする。 | 巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後五年が経過するまでの期間 |
| ロ　第十二条第一項第四号の規定による保守管理の実施状況及びその担当者の氏名 | 保守管理の実施の都度 | 十年間 |
| ハ　第十二条第一項第五号の規定による保守管理に関する方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 | 評価の都度 | 十年間 |
| 二　運転記録（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた原子炉に係るものを除く。） | | |
| イ　原子炉（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉（それぞれ令第一条に規定する東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設に係る一号炉、二号炉、三号炉又は四号炉をいう。以下同じ。）を除く。）の熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度 | 連続して | 運転中一時間ごと |
| ロ　原子炉本体（一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉に係るものを除く。）の入口及び出口における冷却材の温度、圧力及び流量 | | |